

第2回社会的養育・家庭支援部会
令和5年6月13日

早稲田大学人間科学学術院
社会的養育研究所
上鹿渡和宏

里親支援センターについての補足

※「里親支援センター（仮称）の設備・運用基準、第三者評価のあり方に関する調査研究報告書」（政策基礎研究所・令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）より、令和6年度からの実施に向けて特に検討すべき重要事項を抜粋し下線を付した。

5.1.1 里親支援センターの目的・役割

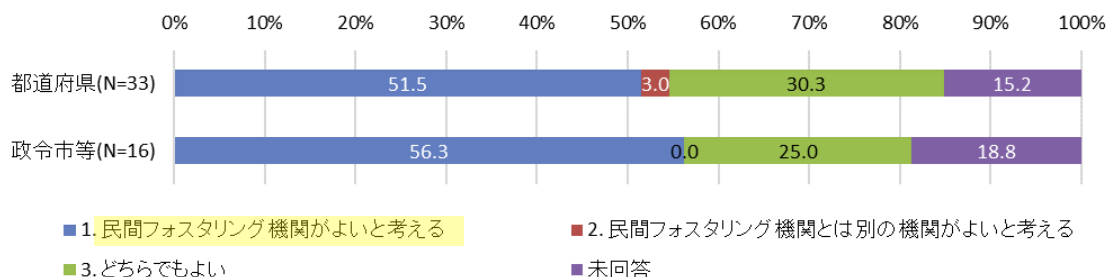
○・・・こうした里親支援事業等の実施に当たっては、子どもの権利に根差して、子どもの健やかな育ちのため、パーマネンシー保障を目指す中での代替養育において、子どもの最善の利益を実現することを目的とすることが考えられる。・・・

5.1.2 支援 対象者について

○・・・民間機関に委託して実施する場合は、里親支援センターは養育里親に関する支援を中心に行うこととし、養子縁組里親に対する支援についても、地域の実情に応じ、必要に応じて実施するものとすることが考えられる。

加えて、親族里親や、養子縁組里親に登録している養子縁組希望者が養育里親として養育を行う等、それぞれの背景に応じたニーズにあわせて、支援を提供していく必要があるとの意見があった。この点、例えば、養育里親に対する支援は児童相談所で行い、フォスタリング機関には養子縁組里親の支援を委託して役割分担している例等もあることから、一つの機関で養育里親と養子縁組里親のチームを分けて実施することも考えられる。

3-2.「養子縁組成立後の支援等」は民間機関が担うことが望ましいと考える場合、養子縁組成立後の支援を行う民間機関(%)



5.1.3 事業内容 について

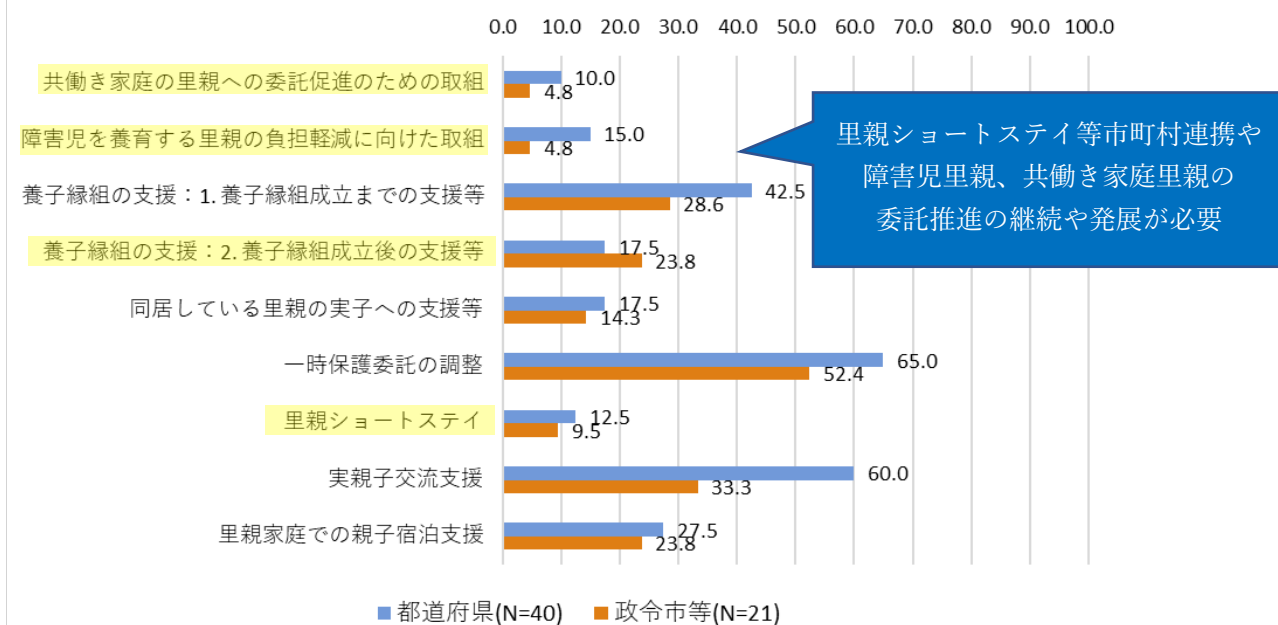
○・・・具体的には、現行のフォスタリング事業で実施されている5つの業務（里親制度等

普及促進・リクルート業務、里親研修・トレーニング等業務、里親委託推進等業務、里親訪問等支援業務、里親等委託児童自立支援業務)を、里親支援センターにおいて包括的に実施することとすることが考えられる。

○・・・加えて、委託児童と実親との交流や実親に対する支援等の親子関係構築のための支援や、一時保護委託、ショートステイなどの家庭支援、里親家庭に親子が宿泊して支援を受ける親子支援事業など、市町村や児童相談所と協働した予防的支援や家庭復帰支援については、里親支援センターとしての取組を支援することが考えられるのではないかとの意見があった。

国においては、いわゆる措置委託中の里親家庭に対する支援のみならず、予防的な家庭支援や、委託児童の家庭復帰支援における、地域資源としての里親の活用、またそれに対する里親支援センターの役割について検討していくことが望ましい。

3-1. フォスタリング事業に関して、民間機関に委託するよりも児童相談所が担うことが望ましいと考える業務：その他の取組 (%)



5.1.4.2 職員配置基準

(ア) 職員配置

○ その上で、措置費における評価としては、支援の必要量に応じた人員配置を行う観点から、適切に支援を提供できる登録里親家庭（未委託里親を含む）や委託里親家庭（一時保護委託を含む）の世帯数の範囲について検討を深めること、また任意事業の評価についても検討を深める必要がある。なお、自機関がリクルート等した里親以外への支援については、とりわけ協働にあたり支援が必要であるという意見があった。

加えて、委託児童の自立支援業務については、里親委託を解除された後も、支援が継続することに鑑み、登録里親家庭の世帯数とは別に評価を行うなど、適切に里親家庭への委託

が解除された児童への支援が行えるよう体制をつくることが考えられる。

○ そのほか、ショートステイ等の事業の調整や市町村連携支援のコーディネーターを務める職員、心理療法担当職員など、里親家庭に対する支援に必要となる専門的な職員について、施行に向けて検討を深めることが必要である。

(イ)資格要件

職員の資格要件については、現行フォスタリング事業における以下の要件を基本とすることが考えられるが、人材確保の観点から、児童養護施設に勤めていた保育士など、子どもに関わった経験や相談経験等を幅広く認められるような設計を検討することが望ましい、一定の有資格者を1名以上配置する必要があるとの意見もあった。

5.1.5 その他

○・・・令和6年度の施行当初の目標としては、まずは都道府県に一か所設置すること等を検討したうえで、地域の実情等に応じて、一部の地域では里親支援センターと児童相談所が協働して里親支援事業を実施する等の方法も含め、支援を提供するのに適切な整備量を検討することが望ましい。なお、児童相談所単位で民間フォスタリング機関に委託している例があることも踏まえ、適切な整備量について引き続き検討を深めて行く必要がある。この点、将来的に支援を受ける側が複数の機関の中から選べるようになれば良いとの意見があった。

5.2.1 児童相談所の役割と連携について

また、里親支援業務の中心を里親支援センターに委託する場合であっても、里親支援事業は都道府県（児童相談所）の業務であることに変わりなく、当該業務を推進するための児童相談所の体制強化は引き続き必要である。

5.2.4 市町村との連携について

○ 5.1.3 項 記載のとおり、里親支援センターが委託児童と実親との交流や実親に対する支援等の親子関係構築のための支援、ショートステイなどの家庭支援、里親家庭に親子が宿泊して支援を受ける親子支援事業など、親子分離の予防的な支援を行う場合には、市町村との連携が必要である。また、新規里親のリクルートについても、住民に身近な基礎自治体である市町村との連携が欠かせないとの意見があった。

5.3 里親支援センターの第三者評価による評価について

○ 里親支援センターは児童福祉施設としての位置づけとなり、第三者評価が確実に成されることとされている。第三者評価のあり方については、建設的な評価がなされるよう、今後基準省令の施行等にあわせて、引き続き検討を行うことが必要である。

○ なお、評価基準については、施行当初と2～3年を経たの移行期間、また移行期間後の各段階において、定期的に見直すことが必要ではないかとの意見もあった。この点、施行当初から2～3年の経過措置期間は、評価ではなく支援することを目的として、包括的な支援の質の向上に向けたフィードバックがとりわけ重要であるという意見があった。